

平成 28 年度 第 1 回 下水道使用料等審議会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 24 日 (火) 14:00~16:00
- 2 開催場所 焼津市役所 本館 6 階 603 号室
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 0 名
- 5 出席者 (委員)  
会長 向山 守  
副会長 鈴木 孝治  
委員 鈴木麻理子  
委員 檜村せつ子  
委員 法月 和子  
委員 中野 忠義  
委員 長谷川恭司  
委員 岩田 一美  
委員 中山 正義  
委員 加藤 義則  
(事務局)  
吉田 徹 (環境部長)  
鈴木 信吾 (環境部下水道課長)  
幡野 正浩 (環境部下水道課計画管理担当主幹)  
天野 勝義 (環境部下水道課公共下水道担当主幹)  
黒澤 孝之 (環境部下水道課処理場担当係長)  
塚本 雅樹 (環境部下水道課処理場担当主任主査)  
増井 志帆 (環境部下水道課計画管理担当主査)  
成岡亀久寿 (環境部下水道課計画管理担当主査)  
佐々木敦史 (環境部下水道課計画管理担当主査)
- 6 議題 委嘱状交付  
会長、副会長選出  
諮問 (伝達)  
審議 (1) 下水道使用料等審議会について (説明)  
(2) 今後の日程について (協議)  
(3) 焼津市公共下水道事業の現状について (説明)

## 7 審議の内容

### 1 開会

- <課長> 本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- この後、会長を選任いただくまで進行を務めさせていただきます焼津市環境部下水道課長鈴木信吾でございます。よろしくお願いたします。
- それでは、定刻でございますので、第1回焼津市下水道使用料等審議会を開催させていただきます。

### 2 委嘱状交付

- <課長> 審議に先立ちまして、焼津市長中野弘道より審議会委員の委嘱をさせていただきます。
- お手元にお配りしております名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、市長より委嘱状をお受取りください。
- (一人ずつ市長から委員に委嘱状を手交)

### 3 市長あいさつ

- <課長> 続きまして、焼津市長中野弘道から委員の皆様にごあいさつ申し上げます。
- 中野市長よろしくお願いたします。
- <市長> 只今、焼津市下水道使用料等審議会の委員を委嘱させていただきました。それぞれに公私お忙しい中で本審議会の委員をお引き受けいただきお礼申し上げます。
- さて、焼津市では昭和55年に公共下水道をスタートさせ、35haの区域で4,000人を対象として、その後、面積を拡大し、現在では546haまで下水道区域が拡大しております。
- 使用状況におきましては、平成27年度末で、13,378世帯において31,683人余の市民の皆さまに公共下水道をご利用いただいている状況です。
- 公共下水道事業は、下水道区域内の皆様の生活のみならず、焼津市全体の公衆衛生向上、あるいは水環境の保全のために非常に大切な役割がある公営事業であります。一方、財政面では、公営事業の性質上やむを得ないものを除くすべての経費を公共下水道使用料で賄わなければならない独立採算制の原則が適用される事業であります。
- このため、使用料の適正化は公共下水道事業の経営健全化を図るうえで大変重要となりますが、焼津市ではこれまで平成5年に改定を行って以来23年余、公共下水道使用料の改定がなされず、県内でも最古の使用料体系となっております。
- 今回の審議会では、当市の公共下水道事業の経営の健全化を図るため、皆さまの幅広い見識の中で十分ご検討をいただきたいと考えております。

諮問の趣旨並びに焼津市公共下水道事業の現状と問題点、今後の課題等につきましてもこの後事務局から説明を細部にわたってさせていただきますので、慎重なるご審議のなか、忌憚の無いご意見をいただきよい形としていただけますようお願いいたします。

大変お忙しいなか、委員を務めていただけるということで、各方面ご活躍の方々にお集まりいただきまして、審議会の実りある成果を期待申し上げまして、私よりお礼申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

<課長> 中野市長ありがとうございました。

中野市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

焼津市下水道使用料等審議会条例6条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と定めておりますが、本日は委員10名全員にご出席いただき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

#### 4 委員紹介

<課長> つづきまして、お手元にお配りしております名簿に従って皆さまのご紹介をしてみたいと思います。恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしました委員の方は一言ごあいさつをお願いいたします。

(一人ずつあいさつ)

<課長> 委員の皆さまありがとうございました。

僭越ではありますが、ここで下水道課職員の紹介をさせていただきます。

(一人ずつあいさつ)

#### 5 会長、副会長選出

<課長> 審議会規則第5条第1項で「審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める」とされておりますが、会長及び副会長の選出について、いかが取計らいますでしょうか。

(委員より事務局一任の声)

<課長> 事務局一任とのご意見がありました、ご異議はございませんでしょうか。

(委員より異議なしの声)

<課長> 異議なしとのことですので、本審議会の会長を 向山守様に、副会長を鈴木孝治様をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長、副会長等席次表の通り席を移動)

#### 6 会長あいさつ

<課長> それでは、正副会長を代表して、向山会長より一言ごあいさついただきたいと思っております。

<会長> それでは、ご指名いただきましたのでごあいさつ申し上げます。下水道使用料に関しましては、全くの素人という感じですので、力を併せてやっていきたいと思えます。

あと、皆さんのお話を聞いて居て、水っていうのは空気と同じであたりまえにあるようなものだと感じていたのですが、よくよく考えてみるとその水が使った後どうなっているのかはすごく大きな問題だなと改めて感じましたので、よろしくお願ひします。

## 7 諮問

<課長> 市長から審議会会長への諮問書を伝達させていただくところでございますが、市長が都合により退席させていただいておりますので、環境部長の吉田が代理として伝達させていただきます。

それでは環境部長よろしくお願ひします。

(議長席の横に出てから諮問書を読上げて手渡し)

<課長> 諮問の内容、諮問にかかる諸事情等につきましては、この先の審議の中で詳細に説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

## 8 審議

<課長> それでは、これより審議に移らせていただきます。

ここからの進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定に基づきまして、向山会長にお願ひいたします。

<会長> それでは、規則の定めに従いましてしばし議長役を務めさせていただきますと存じます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、議案が1件と事務局からの説明が2件でございます。

まず、下水道使用料等審議会について事務局より説明をお願いします。

<市> ご説明に先立ちまして、今回お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第と委員名簿と焼津市下水道使用料等審議会条例、日程案、4ページから12ページまでの議事資料、審議会席次表、の6点でございます。ご確認のほどお願ひいたします。

それでは、2ページの焼津市下水道使用料等審議会条例をご覧ください。

焼津市下水道使用料等審議会条例につきましてご説明申し上げます。

本条例を設置するにあたりまして、県内の下水道事業を設置しております28市町に下水道使用料審議会についてアンケートを取りましたところ、回答のあった25市町のうち、審議会を設置している市町が20市町、少なくとも10年以内に下水道使用料を改正した市町は審議会を経た後、議会にはかり改正するとい

う経緯でありましたので、当市におきましても、下水道使用料当審議会条例を昨年度の11月議会でお計りし、制定させていただいたというものでございます。

先ず、第3条に定めてございます、委員10名以内、学識経験者、公共的団体の役職員、下水道使用者を代表する者、の文言につきましては、県内の市町の条例を参考に定めさせていただきました。

これに加えて、当市の「審議会の設置及び運用に関する指針」というものがございまして、審議会における女性委員の割合を4割とすることを目的としております。今回、4割には届きませんでした、3名の女性委員の方にご参加いただきましたことを感謝申し上げます。

条例第6条におきましては、当審議会は委員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決すところによるとされております。

以上、条例の概要について説明申し上げます。

続きまして、審議会の公開についてご説明させていただきます。

審議会開催に当たり、「審議会の設置及び運用に関する指針」に基づき、本日の会議は傍聴できるものとしたしまして、傍聴席を用意してありますが、審議会運営要領に必要があると認めるときは、審議会の決定によりこれを非公開とすることができるとしております。

第2回目以降の審議については、使用料に関する協議に入ることとなり、審議の途中で傍聴や会議録の公開をすることにより、個々の委員が自由闊達な発言ができない等で、公正で円滑な会議の運営が阻害されることのないよう、審議会の会場に傍聴者を入れることは行わず、会議録は審議会より市長に答申を行った後に一括してホームページで公開する方針で考えております。この際、発言者名はみなさま様に「委員」とのみ表示し、どなたが発言されたかということとは特定されないように留意し公開いたします。傍聴について事務局案をご説明いたしました。

なお、審議会委員は地方公務員法第3条第3項第2号により特別職とされており、同法第4条の規定により、特別職には（同法第34条の）守秘義務の適用はございませんが、使用料の改定に関する審議でありまして、会議録も最後にまとめて公開いたしますので、それまではこの審議にて使用する資料の公開をお控えいただけますようお願い申し上げます。

<会長> ただいま事務局から本審議会について説明がありました。審議会の公開につきましては、説明の通りでよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

<会長> 異議なしとのことですので、当審議会につきましては、第2回審議会より非公開といたします。

本日、お席は用意してありますが、傍聴の方はいらっしゃいません。

これから質疑に入りますけれども、質疑に入る前にひとつお願いをしておきたいと思います。

本審議会の協議内容等につきましては、会議録を作成いたします関係から、発言をされる場合には、まず議長の許可を得ていただきたいということ。

それから、会議録には記載されませんが、お名前を必ず述べていただきたいとお願い申上げる次第であります。

それでは、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。どうぞ。

(審議会説明について質疑応答なし)

<会長> それでは次に、協議事項であります今後の日程について事務局より説明をお願いします。

<市> 次回以降の審議会は資料の3ページにありますように、7月、9月、11月、1月を予定しております。

それぞれの回に行います審議の内容は3ページの通りとなっております。

次回からは焼津市水道庁舎2階災害対策室を会場に、日程につきましては火曜日の午後を基本としたいと思いますが、極力皆さまにお集りいただき易い形で設定させていただきたいと考えております。

<会長> 事務局の説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いたします。  
(審議会日程について協議)

<会長> 審議会の内容につきましては事務局の計画に則ってこのような形で進めていただくということで異議はありません。また、次回の日程は7月19日の火曜日の午後2時からとさせていただきたいと思います。

次に、焼津市公共下水道事業の現状について、事務局より説明をお願いします。

<市> それでは、ご説明申し上げます。議事資料の4ページをご覧ください。  
(4、5ページについて説明：7ページを参考に使用)

<会長> 何ページにも渡って説明が続くとわからなくなってしまいますので、途中質疑をはさむということではいかがでしょうか。

ご質問等ございましたらお願いたします。

<委員> 普及率が22.4%ということでございますが、公共下水道区域と行政区画は一致しますか。

<市> 行政区画は焼津市の場合、焼津地区、大井川地区合併後の現在の市域が焼津市の行政区画です。また、公共下水道の計画につきましては、7ページの赤で着色された区域の黄色い枠が事業計画区域と申しまして、国や県から現在公共下水道事業の承認をいただいている区域でございます。

また、その他に公共下水道全体計画区域という区域もございます。焼津市内に

は都市計画上市街化区域と呼ばれている区域がありまして、公共下水道事業は、都市計画事業と申しまして、都市計画道路や、都市公園、区画整理といった都市計画法の下に整備、計画されている事業と同じ事業で、焼津市の市街化区域、焼津地区と大井川地区にもありますが、その内焼津地区の市街化区域がほぼ焼津市の全体計画区域となっています。その中に先ほど見ていただいた事業計画区域があるをご理解ください。

<委員> 市街化区域で、行政区域の人口が14万2千いくつとありまして、事業ができるのが事業計画区域の中だけということですが、そうなると普及率というのはそんなに重要視しないでも良いのではないかと思うのですが。

<市> 冒頭で説明させていただきました普及率は、平成26年度末で22.4%と説明させていただきました。この数字の基となっておりますのは、平成26年度末の行政区域内人口のうち、現在公共下水道が使用することができる方の人数が3万1千人でその割合を示しているものでありますので、委員の仰いますように、それほど重要視するものではないと考えることもできます。

参考までにその他に水洗化率や整備率というものがありまして、今現在の事業計画区域が702haで、現在浜当目を中心に事業を進めておりますが、現在下水道が使える区域が545.55haでございまして、整備率が77.7%ということですので、どちらかという、現在これだけの人が下水道を使えますと言った方が分かりやすいかもしれません。

<委員> 7ページの赤いところと、黄色い線の下の方というのは、黄色の線の中でも赤くなっていませんが、公共下水道が使えない状況、77%が使えるということなのだから、23%分くらいに当たるということですか。

<市> 仰います通りです。この地区につきましては、今後下水道を進めて行くという計画の区域となっております。

<委員> それでは、ここ（23%）の方はどのように排水を処理されているのですか。

<市> 現在は、単独浄化槽、合併処理浄化槽であり、場所によっては汲み取り式といったいわゆる公共下水道を除く生活排水処理によって生活をしていただいているということになります。

<委員> これ（公共下水道）は将来的には全市に及ぶものなのですか。それと、1,811haや黄色の線のところで終わってしまうものですか。

<市> 現時点で、下水道の事業計画区域702ha、全体計画区域が1,811haですが、先ほど、焼津地区の市街化区域が概ね下水道の全体計画区域とお話をさせていただきました。基本的に全体計画区域につきましては、将来的に下水道を整備したいという構想をもっております。

しかしながら、現時点で事業計画区域の整備が70%強ということですので、全体計画区域内の整備完了までは、現時点ではまだ考えていないという

ところが現実です。現時点では事業計画区域 702 haの中の整備を行うということで事業を進めております。

<委員> 汚水という言葉と、生活雑排水とはどのように違いますか。

<市> 汚水というのは基本的にはトイレの排水、事業所からの排水といった、汚れて流れてくるような排水を主に指し、雑排水は汚水の一部なのですが、洗面やお風呂、台所といったそれほど汚れて排出されないような排水を指しますが、全体で汚水ということになりますので、全て下水道管に流入する排水になります。

(6ページについて説明)

<委員> 私の認識で行くと、自宅の付近は区画整理が終わってだいぶ経っていて、ほぼ全家庭がいわゆる受益者負担というのか、各家庭が公共下水道を利用しているという認識でいますが、利用されていない家庭もあるのかというのが1点と、現在進行中なのですが、与惣次地区で区画整理が終わりつつあるのですが、聞くところによると、与惣次の場合には公共下水道の工事を一体的にやらなかったということなのですが、普及をされているのであれば、もし一体的にやらなかったとしたらそれはどのような理由でしょうか。

<市> 先に未接続についてお答えしますが、そちらの地域は工事が早くに終わり多くの方にご使用いただいておりますが、繋いでいただくことができないお宅もございます。そのようなお宅に対しましては、毎年、普及促進活動という活動をしておりまして、手紙を送ったり、戸別に訪問させていただいたりして、公共下水道への接続をお願いしておりますが、どうしてもそのお宅の代が変わるとか、建て替えられるといった、なにかの機会がないと繋いでいただけない。

そういったお宅はどの地区でもございます。その件数につきましては台帳を作成して把握しておりますので、どれくらいの数字というのはお出しできます。

<市> (質疑の前半について) 与惣次地区と申しますと、焼津市南部地区の区画整理区域内の地区ではないかと思えます。焼津の下水道でございますが、小川港付近に汐入下水処理場がありまして、付近に黒石川という二級河川が東西に横断しています。最初の説明で幹線と枝線という管の種類がありますという説明をさせていただきましたが、幹線というのは、いわゆる家庭や事業所の汚水を集めている20センチくらいの径の枝線といわれる管で集められた汚水をまとめて処理場に送るメインとなる管で、40センチから1メートル以上の管です。

黒石川から市の南側にその幹線を設置する位置が、ちょうど会下ノ島石津区画整理事業区域の北側、県の水産技術研究所のところにございまして、今年の春に志太海岸線という道路が出来上がりましたが、事業計画では(汐入処理場から)黒石川を横断しまして南北に設置される志太海岸線という道路の下に幹線を埋設し、会下ノ島石津区画整理区域内の公共下水道を整備した後で、ご質問のありました焼津市南部地区の下水道が、会下ノ島石津地区の西側に接続する計画と



なっております。焼津市の地形は西から東に勾配がありまして、藤枝側の方が高くなっており、海側が低くなっております。

下水道は水道と違って自然勾配による流下でございまして、高い所から低い所へ流れますので、焼津市の公共下水道というものは、藤枝側から海に向かって流れて行くということになります。しかしながら、焼津の区画整理事業は初めに焼津市南部地区の区画整理事業から着手し、長期間に亘り事業を行っております。会下ノ島石津地区はその後に事業化されて現在も実施されておりますが、下水道の受け手となる幹線の整備が出来ていないものですから、焼津市南部地区の区画整理が先行してしまっていて、本来であれば下水道と一緒にやればよかったのではとのお声もありますがそれができなかったといった事情がございます。

<委員> 公共下水道への切替えは水洗トイレ6ヶ月、汲み取り3年と定められていますが、これは絶対にしなければいけないものなのか、そうでないのか分からなかったのですが、絶対にということであれば水洗化率はもっと上がると思うのですが。

<市> 全くにその通りでありまして、罰則といったもので完全にしなさいということではなくて、この規定はお願いということになります。ですから、他の市町も同様ですが、繋いでくださいとお願いするということを行っているという現状でありまして、水洗化率も一気に上がっていかない状況となっております。

<委員> 合併処理浄化槽と単独浄化槽、両方あると思いますが、現在は合併処理浄化槽で処理を行うところが多いと思います。

そのような地域には公共下水道は多少遅れて来るということでしょうか。計画の段階でもっと（焼津の）南部とか北部とかいった地域があると思いますが、そのような地域の公共下水道の計画としてはどのようなになっているのでしょうか。

<市> 7ページの図面をご覧ください。黄色のふちのある所が事業計画区域ですので、現在はこちらの区域の整備を進めております。その周りに浄化槽と書いてあります部分も全体計画区域の中に位置しますので、本来ならばそこまで公共下水道の事業を行いたいという計画があるのですが、なかなか財源的な理由によりそこまで届いていないという実情であります。

（7ページは質疑応答に頻出のため割愛）

（8ページについて説明）

（9ページについて説明）

（10から12ページについて説明）

<市> 事務局からの説明は以上でございます。

<会長> 全体を通してでも結構ですが、質疑はありますか。

<委員> 7ページの普及率が、静岡市、浜松市は80%で焼津市は22.4%ということで伺ったのですが、下水道は赤い枠の中でこれだけやっていますよ、ということでは

22.4%しか行っていませんということですが、水洗化率を見れば整備をした区域で見れば 87.7%とちゃんと数字が出ているということはそんなに問題がないのではないかと。

ただ、下水道の普及率が低くだけであって工事がなかなか進まないといった問題点があるので、この辺のところは他の市町と状況も違うし、環境も違うのでそんなに問題視する必要はないと思うのですが、ただ、30年掛かってもこれくらいしかやることが出来ない事業なのだと痛感させられました。多分100%になるには100年くらい掛かるのかなと感じます。

一番思うのは今ある災害(震災)の話があるものですから、こういうものはどのような形に現状に(現地では)なっているのか聞きたいということと、もう1点は8ページの収入実績の平成22年度の不納欠損額だけ著しく高いのですが、その時だけ4倍、5倍になっていますがこれは何か理由があったのですか。また、これからもこのようなことは起こるのですか。

<市> 不納欠損について基本的な事項ですが、不納欠損のほとんどは破産や無断での市外転居によるものです。このため、高額未収者の破産などによっては急激に金額が増加するということは考えられます。下水道使用料は時効が5年ですので、平成22年度に不納欠損したということは、平成17年度に発生した債権が消滅時効を迎えたというものになります。

<市> 補足になりますが、この下水道使用料の200万の不納欠損を22年度に処理したということで、平成17年度に発生した調定ということになりますが、この時点から平成17年度と18年度で何が変わったかと言いますと、徴収委託をさせていただきまして、専門の徴収する業者に委託しまして、それまでは全て職員が徴収をやっていたのですが、専門の業者がおりまして、そこに委託するようになりました。そのような制度でもってこと細かに徴収していただいたために、不納欠損で落とす金額が減少したという良い効果でございます。

<市> 熊本につきましては、現在発生している状況ですので、まだデータはございませんが、東日本につきましては、地震が発生しますと、公共下水道に関しましては管網全て繋がっておりますので、まず現状把握ということになります。それは、例えば、焼津市が被災しましたら、焼津市は当然、都市機能が麻痺するということになりますので、他の自治体から様々な分野に対して応援が参ります。

例えば下水道に関しますと、静岡県全体で考えますので、他県からの応援と、日本下水道協会から応援が入ってきて現状把握をしていただきます。現在の管の状況がどの程度被害を受けているかを確認し、それぞれの排水につきましては、仮設のポンプでありますとか、仮設の処分場や、汐入下水処理場に直接搬入といった災害時における緊急的な措置をしてまずは暫定的な措置を図ります。

管網の復旧につきましては、破損の状況により、修復して直せるものなのか、

新たに入れ直さないといけないものなのかを調査し、新たな下水道の計画を作成しまして実施に至るといった計画になっております。いずれにしても応援体勢につきましては全国的な体制が作られております。

熊本に関しましても、いち早く政令指定都市、静岡県では静岡市、浜松市の職員がすぐに熊本県の方に入りました。焼津市までの応援要請はありませんでしたが、そのような体勢が構築されております。

<委員> 9ページの現行料金の実施年月日ですが、できましたら参考としてその前2、3回改定の時期を今日でなくて結構ですので確認してください。

それと焼津市の場合、平成5年に前回改定していますが、22年間改定しなかったということで、その辺りの理由といえますか、公共料金の見直しの場合、黒字でも赤字でも大抵、3年に1回くらいは見直しの検討をして行くと言われていますが、この20年やっていなかったということはどういう理由があったのか。

<市> 改定をしなかった理由の部分であります。平成5年に改定した時の議会の説明ですけれども、下水道使用料は維持管理費を維持するために平成5年には上げるという説明がなされていまして。それによりますと、今現在は維持管理費についてはかろうじて使用料の中で賄われているけれども、いわゆる建設費を賄うための借金についての返済についてはほとんど賄われていないという状況がありますので、それが現在のところの、一般会計からの繰り出し金が丸々ということになりますので、それが問題視され、クローズアップされたということになります。

<委員> 私が心配しますのは、今回22年以上あげていなかったという中で一気に上がってしまう可能性が予測されないでもないですが、その辺りの理由付けが大変なのではないですか。

<市> 資料3ページの第2回審議会のところに(4)下水道使用料算定の基本的考え方による試算ということで、日本下水道協会で算定の方法を明示してありますので、それに従って計算するとこうなりますという試算をお示しします。

ただ、それはおそらく非常に高くなると思います。

ですから、現実的なところではこういうところで良いのではないのでしょうかと第3回でお示しさせていただくということになります。どちらにしても県内で一番高いというようになるつもりはありませんので、その辺りはみなさんと協議させていただいてということでもあります。

<委員> 今の話ですが、事務局の説明にある建設費に対する資金繰りが詰まってきているので、というところは4ページの303億円の借金の中の150億円というものがこれからまだまだ増えて行きますよということなのか、それをなるべく減らしながらこれからの事業を進めて行くということでしょうか。

<市> 平成26年度の末に中期経営計画というものを立てさせていただきました。

これはホームページでも発表させていただいてあるのですが、その中で試算しましたところ、今現在ですと、汐入下水処理場の改修工事ですとかいろいろ掛かっているのですが、それを実施したとしても、地方債の未償還残高は平成 36 年で 92 億になりますので今よりはかなり減って行くということになります。

今回の下水道使用料を改定したいというのは、下水道事業に一般会計から繰り出されているお金が 12 億とか、13 億という金額ですので、それが下水道事業だけに使われている、市内の 22.4%のために使われているということがはたしてどうなのかということでの問題提起となっているとご理解ください。

<委員> 使用者負担の意味合いの中から市の全体の財源を使うのではなくて、使用者の中からその負担をしてもらうという考えですが、平成 36 年度には借財は 92 億までに今のままで行っても下がって行くということで良いですね。知らない間にこういう会議をしている間にも上がって行くというのではなくて、これは自然的に行っても減っていきますよという計算ということによいでしょうか。

<市> 基本的には先ほども申し上げましたように使用料で賄えない部分について一般会計から繰り出しを頂いているということですので、要するに 77%の人はその 12 億、13 億の恩恵に与っていないということになりますので、それは良いのでしょうかという疑問が強く突きつけられている状況になりまして、それを解決するために少しでも、下水道使用料で借金を返済する分に少しでも充てないとならないのではないのでしょうか、という議論でございます。

<会長> その他いかがでしょうか。なければ終了いたします。

## 9 閉会

<会長> 本日の会議はすべて終了いたしました。以上をもちまして第 1 回焼津市下水道使用料等審議会を閉会いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

<課長> ご審議いただきありがとうございました。

なお、本日の事務局からの説明につきまして、一度ですべてを把握していただくのは大変であるとおもいますので、疑問に思われる点等ございましたら、直接事務局にご確認いただくか、あるいは次回の審議会の場で改めてご質問をいただければと思います。

次回審議会は 7 月 19 日の火曜日の午後 2 時から焼津市水道庁舎 2 階災害対策本部室で開催といたしまして、皆さま方には改めて文書にてご案内申し上げます。

皆様、本日はありがとうございました。

(散会)